

# けんぽQ & A

## Series33

Q 平成27年1月から、高額療養費の自己負担限度額の上限が変更するようですが、どのように変更するのか教えてください。

A はい！新旧の比較をいたします。

高額療養費における自己負担限度額

多数該当（4か月目以降）

旧		新	
上位所得者 月額 530千円以上	150,000円 + (医療費総額 - 500,000円) × 1 %  (83,400円)	月額 830千円以上	252,600円 + (医療費総額 - 842,000円) × 1 %  (140,100円)
		月額 530千円から 790千円	167,400円 + (医療費総額 - 558,000円) × 1 %  (93,000円)
上位所得者 月額 530千円未満	80,100円 + (医療費総額 - 267,000円) × 1 %  (44,400円)	月額 280千円から 500千円	80,100円 + (医療費総額 - 267,000円) × 1 %  (44,400円)
		月額 260千円以下	57,600円  (44,400円)

平成27年1月からは、新しい基準で高額療養費が計算されます。  
付加金につきましては、これに合わせて新基準で計算されます。